

## 平成30年度事業計画（案）

平成30年1月18日・19日に開催された日本司法書士会連合会会長会で議論されたのは、大きく分類すると、(1) 現在司法書士界に提示されている課題「成年後見制度利用促進（法）」「空き家問題」「所有者不明土地」「相続登記推進（相続登記未了解消）」、(2) 将来私達司法書士のあり方に大きな影響を与える可能性があるテーマ「登記手続及び周辺手続の効率化（不動産登記オンライン手続における資格者代理人制度・法人設立手続オンラインワンストップ化・裁判手続のIT化）」、そして(3) 司法書士法改正問題である。

さて、(1) はいずれも司法書士業務に大きく関連し、かつ今では新聞テレビ等にも大きく取りあげられる社会問題である。したがって、さまざまな人々と共に、あるいは官民一体になって取り組むべき問題であり、司法書士ができることも限定されてくるであろう。しかし、この種の問題に司法書士の参画をこれほど求められることは多重債務問題以来であろうし、また、解決への道を積極的にリードすることが期待されるものもあろう（たとえば、成年後見制度利用促進・相続登記推進）。期待が大きいだけに責任も重いのである。

(2) については、このような議論を契機として司法書士の権限を拡大する方向に進めばよいのか（もちろん、権限拡大に伴う責任加重も承知の上で）、それともこれでよいのかと反論を試みるのか。司法書士業務に大きな関わりのある問題であり、関心をもって議論をみていかなければならない。

当然のことではあるが(3)も私達にとって大きな意味を持つ。平成22年に改正大綱が承認されて以来10年近くが経過したが、いまだなんらの結果を得ていない。その間、司法書士を取り巻く環境に変化がなく、法改正の必要がないのであればともかく、そんなことはないはずである。にもかかわらず、法改正作業になんらの進展が見られないのはいったいなぜなのか。

このように、司法書士が解決すべき課題は多くかつ複雑なものばかりであるが、このような環境下、単位会として事業をどのように展開していくべきか。

まず、今まで行ってきた各事業の関連を確認することが必要と考える。当会は企画広報部、研修部、相談事業部、総務部、経理部によって事業を遂行している。司法書士制度は司法書士業務を適切に実施することにより国民の権利保護に資することが求められている。したがって、最優先に各司法書士が業務を適切に行うことが求められ、その環境を作る必要がある。そのため、司法書士としての資質を備えさせるための作業（研修）が求められる。しかし、構成員がそういう存在となったとしても、社会にとって有用な存在であることを知ってもらうための作業（広報）が必要である。また、司法書士は国家資格であり、制度の目的から見ても、その専門性を伴った公益的な活動をしなくてはならず、それは私達に

としては相談活動であろう。この研修・広報・相談の各事業は、三位一体になって相互扶助の関係の中で行われることがもっとも有益である。さらに、静岡県司法書士会が日本司法書士会連合会の構成会であるところから、連合会の意向も参照しながらその事業を行うべきである（単に「従う」ということではない）。

司法書士の業務は司法書士法第3条に規定されているとおりである。登記の専門家ではあるが、手続のみに目を向けるだけでは十分ではない。平成30年度においても相続登記推進について法務局、土地家屋調査士会と協力してそのための活動を行っていくとともに、「相続の専門家」としての立場からさまざまな情報発信を行う（企画広報部あかし運営委員会）。登記の専門家というだけではないという意味では、私達は裁判手続業務を適切に行うことによって紛争解決機能も担い、「国民の権利を保護」しなければならないのである。特に消費者問題解決、消費者の支援は司法書士が果たすべきではないか（相談事業部消費者問題対策委員会）。そして今や司法書士は成年後見制度の旗手である。リーガルサポートの具体的な活動を支えつつ、成年後見制度利用促進のために活動する。

もちろん、得手不得手はあるだろうが、司法書士界全体で互いに補い合いながら、司法書士という職種を社会において機能させなければならないのである。その得手不得手解消に少しでも役立つような、そして会員各自の業務の向上に役立つ高品質な情報を「研修」という場を通じて提供することにつとめる。なお、連合会は、平成30年6月の定時総会で、連合会研修規則に単位制研修の義務化を盛り込む予定である。義務化されなくても自主的に研修する、そういう意欲を喚起することにも意識を持って事業を行う。そして、以上のような司法書士という存在、業務内容及びその必要性を社会にさらに理解してもらうための広報活動を創意工夫して行う。

以上の事業を継続的に行うための環境作りを総務部・経理部で行っていく。司法書士会事業には経費がかかるのであるが、会員各位からの会費の範囲内で静岡県司法書士会の充実した活動がこれからも継続できるよう、各部の事業及び事務局事務の効率化と費用節約に配慮していきたい。

そして、事業報告でも述べたが、司法書士会の活動は司法書士関連団体、司法書士会外の関連団体、行政、福祉、他士業種関連団体等との連携協力のもとにこそ成り立つものとする。この連携にもつとめる。

平成30年度の静岡県司法書士会の各事業（具体的内容は後記のとおり）に対する会員各位のご理解とご協力をお願いする次第である。

## 《総務部》

### 1. COMPASSの利用促進と定着

昨年5月から本格稼働したCOMPASSであるが、大半の会員に登録いただくことができた。順次、情報提供手段を紙からCOMPASSに切り替えてきたところであるが、事務の省力化・コスト削減・情報提供の即時性を目指して、更なる利用促進を図っていきたい。

- (1) COMPASS未登録会員へ登録いただくように働きかけを継続する。
- (2) 会議に代わる連絡・協議手段として活用していく。
- (3) 過去の会議議事録等資料のCOMPASS掲載ルールを検討し、着手する。
- (4) COMPASSの随時改良。

## **2. 会員の会務への参加促進**

昨年に引き続き、会員の会務への参加を促進していきたい。

- (1) 総会の参加者増加、活発化を検討する。
- (2) 新規登録者について委員会へ所属するように促す。

## **3. 他団体との情報交換及び交流**

会則第55条12号によると、総務部は「他の部の所掌に属さない事項」の事務をつかさどるとされる。司法書士会は、関連団体（政治連盟、公嘱、リーガル）のほか、法テラス等外部団体と関係を持ち、協力関係を築いている。これらの団体と共催事業や交流などの窓口となる必要がある。

- (1) 外部団体（法務局、県市町、法テラス、他士業団体等）との連絡窓口となる委員会を設置して情報交換と交流を行い、成年後見制度利用促進、災害対策、空き家問題、所有者不明土地問題、相続登記の推進、合同相談会等へ対応する。
- (2) 静岡県士業種連絡交流会の事務局を担当する。
- (3) 前各号の事業のため、政治連盟、公嘱協会、リーガルサポートと連携する。

## **4. 本会通信の発行**

既に本年4月より紙による発行を停止しCOMPASSへの掲載を開始した。当会が発行する情報誌は主に本会通信とHO2（ホーツー）があるが、前者は内部向け、後者は外部向けという切り分けで編集を行ってきた。しかし、COMPASSによって随時情報提供することができるようになり、月1回記事を集約し情報提供する本会通信のスタイルがこのままでよいのか、疑問が湧くところである。

本年は、本会通信本来の役割を再検討していきたい。

## **5. 財産管理研修履修者名簿の管理**

平成23年から、財産管理について一定の研修を履修した会員について名簿を作成し家庭裁判所に提出してきた。本年も、名簿更新のための研修を実施する。

近年、空き家問題や所有者不明土地問題に対応するため司法書士界への期待が急速に高まっている。家庭裁判所だけでなく、县市町に対しても、司法書士が財産管理人となって同問題に対処することができることを示すため、名簿の提供をしていきたい。

## **6. 会則・諸規則の整備、会務財政の検討**

- (1) 会則、規則、規程類の点検、見直しを行い、併せて、年度途中で制定、改廃があった場合、COMPASSを利用して会員への通知・閲覧の迅速性、利便性を高める。
- (2) 本会の財政について経理部とともに中長期的な把握を行い、必要となる会則・諸規則等の改定の検討を行う。

## **7. 司法書士会館の管理及び設備の更新**

- (1) 更新が必要な機材備品等を見極め、計画的に更新を行う。
- (2) 日常点検を十分に行い、修繕必要箇所の把握と迅速な修繕を実施する。
- (3) 設備更新のための資金が適切に確保されているか検討を行う。

## **8. 会員の登録に関する事項**

司法書士登録事務の円滑な運営を図る。

## **9. 業務賠償責任保険の維持・管理**

- (1) 司法書士業務賠償責任保険を継続維持し、円滑な運用を図る。
- (2) 新たな契約形態（他の司法書士会と共同して契約する方法、日司連に保険契約を委託する方法）を検討する。

## **10. 住宅金融支援機構等の承継登記にかかる事務管理**

平成29年度に引き続き、住宅金融支援機構等の承継登記に関する事務管理を継続する。

## **《経理部》**

1. 一般会計会費及び特別会計会費（会館修繕特別会計及び自然災害相談活動特別会計）の適正な収入の確認と管理
2. 各事業支出（各部会・委員会等）及び各管理費（特別会計支出を含む）の適正な執行状況の把握
3. 会員数の増減による会費収支への影響の検討
4. 会費の納入及び管理方法並びに旅費等の支払方法の検討
5. 収集したマイナンバーの適切な管理

## 《企画広報部》

平成30年度は2年任期の2期目となるため、基本的に平成29年度事業を踏襲し、下記事業ほかを継続・発展させる。

### （1）広報委員会関係

HO2の発行（2回）／ ウェブサイト・フェイスブックの管理・運営  
法の日記念イベントの企画・運営／ 県民だよりへの広告出稿  
静岡ビジネスレポートへの記事出稿／ ノベルティグッズの製作

### （2）法テラスカード推進委員会関係

事例検討会の開催（複数回）／ 広報紙の発行／ 法テラスの利用促進

### （3）法教育委員会関係

親子・小学生法律教室の開催（2回）／ シニアクラブ法律講座の開催  
高校生法律教室のあり方について検討

### （4）あかし運営委員会関係

相続に関する定期的勉強会（複数回）／ 法定相続情報証明の普及活動  
遺産承継業務に関する研究

### （5）業務研究委員会関係

各研究グループにおける研究・実践活動

事業計画案としては以上であるが、平成30年度予算案策定の過程においては全面的な緊縮予算を求められるなか、広報関連予算についてなお高額の予算計上をお願いする経緯について、その考え方をお示ししたい。

\*\*\*\*\*

## 県司法書士会における広報事業

### 1 過去の経緯

まず、昨今の広報関連事業を振り返ることから始めたい。

#### (1) 平成 21～22 年度

当時はオンライン申請の導入や法人法改正などへの対応のほか、「地域社会の連携」をテーマに掲げた早川執行部の下、制度創設 10 周年を迎えた成年後見制度をはじめ、生活保護、自死など当時の耳目を集めていた社会問題に関して関係機関との連携を模索することにエネルギーの多くを割いており、企画広報部はどちらかといえば「企画部門」を重視した事業執行であった。

この時期の「広報部門」は、平成 19 年度から継続して広報委員長を務めていた榛葉会員のコンセプトに一任する形で、一般市民向けには H02（当時は年 1 回）、関係機関向けにはニュースレター（年 4 回）という媒体を用いた広報事業を展開するほか、「サイト閲覧者を相談センターに誘導する」ことを目的とする会ウェブサイトの大改良を手掛けた。

#### (2) 平成 23～26 年度

榛葉前広報委員長がウェブサイトの改良を通じて「サイト閲覧者の相談センターへの誘導」を目論んだ方針を相談事業部において踏襲し、相談センターへの需要喚起に徹底して取り組んだのがこの時期である。

平成 22 年度までの相談センターの実績は、電話相談・面談相談をあわせて年間 2500 件程度で推移していた（平成 22 年度はクレディア倒産関連の影響で 3650 件。なお、数字はいずれも平成 22 年 9 月まで実施してきた NTT による代行受信件数を除く。以下同じ）。年間の相談件数のうちの 4 割前後は多重債務相談であったところ、平成 19 年の貸金業法大改正による成果としてすでに平成 22 年度にはいわゆる過払い訴訟も沈静化し始めており、「多重債務相談に依存しない幅広い相談需要の喚起」が相談センターへの課題として突きつけられていた時期である。

そこで「相談センターの“飛躍”と“浸透”」を相談事業部のテーマに掲げ、廃止したニュースレターに代わる相談センターニュースを毎月発行することで、市民県民の相談が最初に寄せられる県内各地の相談窓口や福祉・警察等の関係諸機関に相談センターの存在を周知させ、相談者を相談センターに繋いでいただくことを目論んだ。毎月欠かさず発行し続けることは、発行に携わるメンバーにとって決して容易な作業ではなかったが、「年に数度、定型的なチラシが送られてくる団体」と「問題解決に挑む実務の現場を思い浮かべることができるレポートが毎月届く団体」とで、どちらが信頼され、「相談者をお任せしてみよう」と思っていただけの団体であるかは、歴然としている。

一方、効果的な“浸透”を図るためには、相談センターニュースによる関係諸機関への周知だけでは十分ではなく、相談センターの利用者である市民県民に対して、司法書

士会、相談センターの存在を直接かつ定期的に“刷り込む”作業が不可欠であると考え、様々な広報媒体への広告出稿をあわせて模索した。この結果、毎月1回県下に各戸配布される「県民だより」が媒体として最適との結論に至った。財源の課題があったが、同じ問題意識を持っていた当時の名波広報委員長を巻き込み、広報委員会の予算を相談センターの広報に集中投下することが可能となった。

「相談センターニュース」と「県民だより」の二つは、以後現在まで、相談センターへの相談需要を喚起するための広報ツールとして継続している。紙面や記事作りにあたっては、相談センターニュースや県民だよりの読者が、多重債務相談に限らず様々な法律問題の相談窓口として安心して相談センターを利用してもらうことができることを常に意識してきた。その結果、平成26年度に相談件数は初めて年間4000件を突破し、“飛躍”“浸透”両面での成果を収めることができた。

また、これらの取組みの中から相続相談に関する需要が高まる傾向が窺えたことため、「相談センターニュース・ハンレポ」（半期ごとに相続相談のすべてを分析・集計し、マスコミや関係機関へ告知）、税理士会と合同の「相続・何でも無料相談会」の開催、静岡新聞社から「はい、静岡県司法書士会です～相続の困りごと、お答えします」の出版など、「相続相談の専門家」というイメージ構築のための事業を手掛けるようになり、これが現在の「あかし運営委員会」「遺産承継業務・静岡モデル」等の事業につながっている。

### (3) 平成27年度～

相談センターにおける需要喚起の手法を県司法書士会全体に広め、「潜在的な法的ニーズをいかに喚起して具体的な相談・受任へとつなげるか」を意識した。

当時、具体的な事業計画の策定に際して、改めて「県司法書士会の広報」について検討したのは次のようなことであった。

- ・ 県司法書士会が取り組むべき広報には、①「司法書士業務の広報活動」と②「司法書士という職業の広報活動」のふたつがある
- ・ ①は「司法書士を使ってもらおう広報」であり、②は「司法書士を知ってもらおう広報」といえる
- ・ 平成23～26年度の相談事業部は、①を担ってきた
- ・ 企画広報部においては②の拡充こそが課題であり、①はその役割の多くを引き続き相談事業部で担ってもらおうのが効果的である
- ・ 企画広報部で担うべき②の広報とはすなわち、“司法書士”の露出である。司法書士を知らない市民県民の目に、耳に、日常生活の一部に、“司法書士”という文字や音が繰り返し登場することにより、“刷り込み”は確実に進んでいくことになる。まさに、企業広告と同じである
- ・ ②の広報には金がかかる。ある程度のまとまった予算が確保されなければ、期待する効果は上がらない
- ・ 一方、金をかけないで②の役割を果たすことができることはないか・・・？

このような思考過程を経て、たどり着いたのが以下の各点である。

- ・すぐにできるのは、SNS の活用
- ・これまで、事業の性質についてしばしば議論されていた法教育事業は、これを「広報活動の一環」として位置付けることで、金をかけずに②の役割を担わせる
- ・やっつけ仕事になりつつあったビジネスレポートへの記事出稿は、委員会が内容を精査し、読者のニーズに応えられる素材を提供する。これも②に位置付けられる
- ・「あかし運営委員会」における事業も、法定相続情報証明の導入をきっかけとして登記に限定しない幅広い相続相談の需要を喚起するための広報事業であるが、受任に繋げるという意味では①の性質も併せ持つ
- ・法テラスカードの推進は、①と②の中間に位置づけられる
- ・業務研究グループの活動は、もともとは広報活動を目的とするものではないが、それぞれの研究内容が地域連携を通じて少しずつ具現化していく過程の中で、図らずも②の役割を果たすことに十分に寄与している

SNS の活用の導入を除く以上の各事業は、いずれもどちらかと言えば企画部門に属する事業に位置付けられがちであるが、現実には「金をかけない②の広報」の役割を果たしていることになる。

一方、まとまった資金を投下して行う②の広報では、継続事業のブラッシュアップとして「H02 大改革」、県民だよりの継続、路線バス車内アナウンスの継続（平成 29 年度からは浜松支部へ引継ぎ）があった。

また、新規事業として「県司法書士会」の名入りノベルティグッズを採用し、グッズを手にした市民県民の日常生活に「県司法書士会」が登場する仕掛けをした。

さらに、相談事業部より「法の日記念事業のイベント化」という宿題が与えられていたが、これについては周知のとおり、SBS プロモーション、カシオ計算機の協力を受けたイベント開催が実現している。

## 2 広報は必要なのか？

では、まとまった資金を投下してまで②の広報、すなわち、“司法書士”の露出度を高める必要があるのかが議論となるところ、以下は平成 30 年度予算案策定に際しての基礎となる考え方である。なお、先述のとおり現在の企画広報部の事業は、純粋な企画部門に位置付けられるものは少なく、企画的な性格を帯びつつもあわせて「金をかけない②の広報」の役割を果たしている現状を考慮し、企画広報部の予算のほとんどは広報費と位置付けるべきである。

### (1) 費用対効果

「広報」が議論されるときにしばしば引き合いに出されるのが「費用対効果」である。先述のとおり広報事業の性格を二つに分けた場合、①の広報は相談センターの相談件数によって効果測定を図ることが一つの目安となるが、②の広報は、効果測定が現実的には不可能であると考えられる。もっとも、大手広告代理店のような外部機関に調査委託



することにより効果測定報告書らしきものの提出を求めることは理屈としては可能かも知れないが、そのためにさらに多大なコストを要することになるから、採用できない。

効果測定が不可能な一方で他の事業に比べて広報予算は高額化しているゆえに、コスト削減を図る必要性が生じると真っ先に狙われるのもまた、広報費である。しかし、広報事業、ことに一定のコストを投下してする広報事業は、現在のコストを100とした場合にこれを70に削減したら70に見合う事業執行ができるのかと言えそうではない。

例えば、法の日記念事業。住宅展示場のイベントと新聞・ラジオはひとつのパッケージ商品であり、新聞だけ、あるいはラジオだけを取り出したとしてもコスト削減にはつながらない。今の100のコストが70に削減されれば、執行できる事業は0だ。

イベント会場に2日間にわたりブース出展したうえ、法の日にあわせて静岡新聞朝刊に会長の顔写真入りで4段記事が掲載され、さらに3日間にわたり合計30分程度のラジオ出演がセットになって220万円であれば、法の日前後のメディアにおける“司法書士”の露出度を考えても、また、住宅購入を希望してイベントに参加している市民県民の目に“司法書士”の文字が止まり、さらには当会の企画によって子供たちが楽しい休日を経験することができることも併せ考えれば、広報事業として十分に機能するものと考ええる。むしろ、住宅展示場のイベントに当会が相乗りする形になっていればこそ、イベント告知の一環として当会の「法の日記念事業」も無償告知されているのであり、コストパフォーマンスも悪くはないはずである。

## (2) 継続・集中投下

もっとも「効果測定が不可能であるからあれこれと何でもやってみればよい」というのも誤りであり、必要なことは“継続”と“集中投下”であると考ええる。

例えば、「県民だより」は効果がないという声があるが、なぜ「効果がない」とわかるのか？相談票の「県民だより」欄にチェックが入っていない、あるいは聞き取れてないだけかもしれない。県民だよりは見ていたけれども行政の窓口にも出向いていたので、相談票には「行政機関」にチェックが入ったのかもしれない。もちろん、毎号すべての記事に目をとめている市民県民は少ないだろうし、記事を目にした市民県民がおしなべて法的需要を抱えているわけでもない。しかし、継続して掲載されることにより一定数の市民県民の目に止まる可能性は確実に高まることは事実である。

相談センターニュース然り、H02然り、法教育事業、各種懇話会、街頭啓発活動への協力・・・いずれも継続しているからこそ、配布先に、参加者に、主催団体に、県司法書士会の存在が確実に浸透しているのである。

なお、「新聞を取っていない世帯がある」等の反論は、想定内である。もとよりすべての市民県民に情報を行き渡らせることは不可能であり、そのような選択はしていない。県民だよりを採用した当時、「新聞を取っている家庭」を一応の標準世帯と定めてこれを広報のターゲットに位置づけ、このターゲットに確実に情報が届く手法として県民だよりが選択されているのである。

## (3) 誰のための広報活動か？

そして、最も重要なことは、「県司法書士会が行う広報」が誰のための広報なのかという点である。

司法書士は個人事業主である。自分の商売は自分で責任を負うのが原則であるが、一定の資格を得た者だけが強制入会制度の下で行うことのできる制約のある業種であるが故、一般の商売のようにすべてを自己責任とすることには不都合があるという理由により、会員への情報提供やスキルアップ、一般企業でいえば営業活動の一環と位置付けられる相談事業等を、司法書士会の名の下に行っているものと思料するところであり、広報事業もそれと同視できる。

すなわち、「県司法書士会が行う広報」は、会員全員のため、さらには将来会員になる者のために行われているのである。将来司法書士になる者のためという点も併せ考えれば、会が死守しなければならない事業である。いわば会が、個人事務所では限りがある、あるいは司法書士法による制約のある広報活動を、個々の会員に代わって会員全員のために行っているのである。

もちろん、広報の対象は「県司法書士会」や「相談センター」であり、会が直接会員全員の事務所を広報することはないが、強制入会制度を採る司法書士制度においては“会”の存続、“会”への信頼や評価こそが重要であり、ここが崩れることは資格制度の崩壊を意味し、個々の司法書士の生活基盤も失われることになるのだから、「会の広報」は、個々の司法書士にとって極めて重要な事業となる。また、相談センターや会の事業を通じて相談者が各事務所へつながっていくことは周知であり、この点からも個々の司法書士の利益に直結していることは明らかである。

### **3 広報費は死守すべき！**

今、財政悪化を理由に会の広報活動を縮小するのは簡単であるが、それは本当にこれからの司法書士会を担う若い会員や、将来司法書士になるべき人たちのためになることなのかを、会員全員で考えていただきたい。

長い将来を俯瞰すると、当会の会員数は数年後から減少に転じ、一旦減少に転じれば増加に転じる要素は見当たらない状況にある。すなわち、会の財政は今以上に逼迫する事態が避けられないと予測できる。今、広報費維持を死守できなければ、安易に縮小という方向を選択してしまえば、近い将来、広報費は予算配分の草刈り場となってしまう、広報事業は壊滅することを強く危惧する。

現状でも「司法書士って何？」が一般社会の認識である。

将来の司法書士が、憂いなく司法書士業務を邁進できるための市民県民の土壌作りが、現在の広報事業なのだ。土を耕さなければ、決して芽は出ない・・・

\*\*\*\*\*

## 《研修部》

### 1. 会員研修

平成29年度は、「研修に参加して、身近な法律家～司法書士～として問題解決の力をつけて、社会に必要な司法書士となろう」と提案し、多くの会員が参加したくなる研修を企画することを基本としながらも、登記業務に限らず司法書士としての使命や職責を全うするために現時点において必要と考えられるテーマの研修会を企画し、会員の資質向上に資する情報を提供することに努めてきた。

業務の多様化、さらには司法書士に対して相続登記未了問題、所有者不明土地問題、成年後見制度利用促進基本計画における司法書士の果たすべき役割など、様々な現代の課題への取り組みが社会から求められている今、企画した研修ですべて対応できるものではない。

日司連では、研修の意義として、以下の3点を掲げている。

- ① 司法書士制度の発展に寄与（若手の育成）
- ② 司法書士の資質の向上（業務のみならず倫理も含めて）
- ③ 全会員が平等に受講できる機会の提供

そこで、平成30年度は、会員研修を組織的な研修としての意義を維持しながらも、個々の会員が興味のある分野の専門性をさらに深化させ、また、自ら研究したいテーマを見つける場としても位置づけ、以下のとおり取り組んでいく。

#### （1）単位制研修

「会員研修会」は、登記業務を中心に裁判業務や財産管理業務、倫理も含めて、多くの会員に必要な参加いただけるテーマの研修会を年に4回開催したい。定例の会員研修を補う「会員特別研修会」は、法改正や司法書士制度、社会の変遷に即したものを便宜複数回開催する。

研修会の形式は、基本的に同時配信の方法により県内3会場で実施することとし、さらに映像及び音声等の通信環境の改善を図っていく。

また、会員に対し、日司連の研修会や「日司連研修情報システム」による研修ライブラリ、eラーニングシステムなどの具体的な研修情報にさらなる付加価値が認められる情報を付加してCOMPASSを活用して発信し、意欲的に研修を受講できるよう支援していく。他会主催の同時配信研修も積極的に取り入れていく。

#### （2）支部との連携

単位制研修は、会員の資質向上の機会を提供するという意義だけでなく、会員間の情報交換や交流の機会を提供するという意義もある。中でも会員間の交流・情報交換の機会として、支部研修会がより大きな役割を担っている。平成30年度も引き続き、各支部の実情を踏まえながら、支部に対して研修情報等

の提供と一定額の助成を行う。

支部研修会の開催内容を支部間で共有することを本年度に続き行っていく。他の支部の研修会状況を知り各支部での研修への参考としていただき、さらには他支部との連携も含めて支部会員に資する研修開催につなげてほしい。

### **(3) 研修単位未取得会員（0単位者）への対応**

日司連では、司法書士の専門家としての資質の担保として、単位制研修の12単位取得義務化が予定されている。

毎年、研修単位を全く取得しない会員が一定数存在する。法律実務家が所定の研修単位の取得を定めた「日司連会員研修規則」及び「静岡県司法書士会会員研修規則」を全く遵守していないという事態を是正すべく、単位未取得の会員に対しては、厳しく対応していきたい。

### **(4) 年次制研修**

平成30年度も対象会員の研修参加の機会を確保するために年に2回開催する。

倫理研修を主たる内容とする年次制研修が義務研修であることは周知されているものの、毎年、身体上の理由等によるやむを得ない事由以外の事由により参加できない会員も僅かながら存在する。年次制研修への参加を強く促すとともに、不参加者に対しては、年次制研修の指導要領に則り個別に対応していくこととする。

## **2. 新人研修**

新人研修を基礎的な実務能力の習得と職能としての規律や責任を自覚させ、意欲的に業務に取り組む司法書士を早期に育成することを目的とする一方で、新人及び登録後間もない会員と既存会員との意思疎通の場としても位置づけ、以下の事業を展開していく。

### **(1) 配属研修**

配属研修は、当会新人研修規程に則り連続して6週間以上実施する。限られた期間の実践的な研修をより充実したものとするため、「合格者ガイダンス」において、これまで以上に新人の状況や要望などを丁寧に聞き取るとともに、配属研修の意義や配属研修に臨む姿勢について具体的に説明し理解を促す。

また、平成30年度も引き続き、「配属研修指導員ガイダンス」を実施する。配属研修の意義と現状、指導内容、具体的な運用などを説明し、司法書士制度発展のために若手を育てる大切な司法書士会の事業であることの認識を共有したい。

新人と一口に言っても、その年齢、経歴、開業予定地、時期など様々であり、研修期間中における取り組み方にも個人差があるため、新人と研修指導員の双方の間に入り、配属研修が効率よく実施できるよう努めていく。

今年度は、引き続き検討課題となっている、配属研修制度のあり方について委員会で議論をしていく予定である。

## (2) 集合研修

ここ数年の新人集合研修は、大きく分けると、新人が早期に登録できるよう司法書士としての実務上の知識や相談技法、倫理等を習得する目的と法律実務家としての使命や職責の理解を促し、登録後に当会の組織や活動へ参加し、司法書士制度を担う司法書士を育成するという目的で実施してきた。

登録前の新人を対象とする集合研修の内容は、今後、中央新人研修、関東ブロック新人研修が一部 e ラーニングを使用した通信研修に変更され、研修内容も変更されているため、それを補充する研修内容を組み込むカリキュラムを構成していく。

更に平成30年度は、日司連が平成30年以降に本格的に運用を予定している「新入会員研修プログラム」の内容等を把握し見直しを検討していく。

## 3. その他

中央新人研修や関ブロ新人研修、特別研修の講師やチューターの派遣を引き続き行う。

## 《相談事業部》

前へ！

そして、バトンタッチしてさらに前へ！

### 1. 「司法書士総合相談センターしずおか」の運営その他の相談関連事業

常設相談を通じて、地道ではあるが、相談者にとって具体的な解決につながるよう、一つ一つの相談に対して適切に対応していく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

記

- (1) 常設電話相談・面談相談の実施
- (2) 相談センターシフト表の作成
- (3) 相談員増員に向けた相談員勧誘
- (4) 体験入学制度の運営

- (5) 外部からの相談員派遣要請の一元的管理
- (6) 相談センターニュースの発行
- (7) 司法書士活用の喚起に向けた取組み
- (8) 他士業等との合同相談の実施・検討
- (9) 女性相談会の実施

## 2. 「相続登記はお済みですか相談」の実施

各支部に協力を仰ぎつつ、相続登記お済みですか相談を実施する。

## 3. 消費者問題対策事業

内外に対する関連情報の提供、外部団体との連携事業を中心に事業を行っていく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

記

- (1) 相談員や司法書士を対象として、吟味・充実した内容の研修を行う。
- (2) 訪問販売お断条例（仮称）の制定に向け、県・市町への働きかけを積極的に展開していく。
- (3) 消費者問題ネットワーク静岡と連携した事業を行う。
- (4) 適格消費者団体「しずおか消費者ユニオン」の設立に協力する。

## 4. 犯罪被害者支援事業

外部機関・団体、特に法務局との連携事業を行っていく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

記

- (1) 懇話会・相談会・研修会開催
- (2) 静岡県警をはじめとする他機関との連携
- (3) 日司連及び法務局との連携
- (4) 相談センターニュースコラム担当・れんげ草通信の発行
- (5) 特殊詐欺被害者支援の実務的対応の検討、その他事業

## 5. “ふらっと”による裁判外紛争処理事業

これまで同様、利用申し込みされた事件について適切かつ丁寧に対応し、ふらっとに対する信頼の構築に努めていきたい。また、弁護士の関与を受け、140万円超の民事紛争や遺産分割等の家事紛争を対象とすることを視野に協議・検討を行う。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

記

- (1) 調停の実施

- (2) 手続実施者及び事件管理者の養成
- (3) 弁護士助言型調停センターへの移行に向けた取組み
- (4) 広報活動